

秋田県告示第217号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次のとおり休猟区を指定し、平成27年11月1日から施行する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

第1

1 名称

湯瀬休猟区

2 区域

鹿角市湯瀬戈田地内の米代川左岸と秋田県と岩手県の県境を起点とし、同県境を南東に進み高畑山山頂との交点に至り、同山頂を南西に進み高毛戸山頂との交点に至り、同山頂を北西に進み八森山頂との交点に至り、同山頂から北東に進み米代川左岸との交点に至り、同左岸を東進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

第2

1 名称

高倉山休猟区

2 区域

大館市大茂内地内の市道大館長木線と大茂内川右岸を起点とし、同右岸を北進し国有林林道大茂内沢線との交点に至り、同林道を北東に進み国有林と民有林との境界に至り、同境界を西進し国林林米代東部森林管理署3、131林班の林班界に至り、同管理署3、4、6、7と131、31、30、29、28、27林班との林班界を進み、同管理署7、27、15林班との交点に至り、同林班界を南東に進み国有林林道東ノ又線との交点に至り、同林道を南西に進み国有林林道小雪沢線との交点に至り、同林道を南西に進み県道大館十和田線との交点に至り、同県道を西進し市道長木線との交点に至り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた区域より小茂内鳥獣保護区の区域を除いた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

第3

1 名称

山内休猟区

2 区域

八峰町八森立石地内の国有林林道真瀬線と国道101号を起点とし、同国道を北西に進み国有林林道小入川線との交点に至り、同林道を北進し横沢と銀山沢との交点に至り、同沢を北東に進み秋田県と青森県の県境に至り、同県境を南東に進み国見山との交点に至り、同山を南東に進み民有林林道橋掛線との交点に至り、同林道を南西に進み国有林林道真瀬線との交点に至り、同林道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

第4

1 名称

臼内休猟区

2 区域

南秋田郡五城目町馬場目字馬場目沢国有林16林班から27林班に含まれる一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

第5

1 名称

東鮎川休猟区

2 区域

由利本荘市葛法と南福田との境界と国道108号を起点とし、同国道を南進し市道東鮎川線との交点に至り、同市道を南西に進み市道東鮎川東由利原線との交点に至り、同市道を南東に進み市道黒沢南由利原との交点に至り、同市道を南進し市道東由利原平石線との交点に至り、同市道を西進し市道蒲田平石線との交点に至り、同市道を南進し市道堰口平石線との交点に至り、同市道を西進し県道南由利原鮎川線との交点に至り、同県道を南進し市道久保田西由利原線との交点に至り、同市道を西進し西目町西目との境界に至り、同境界を北進し由利本荘市葛法との境界に至り、

同境界を北東に進み由利本荘市葛法と南福田との境界に至り、同境界を北進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

第6

1 名称

滝俣休猟区

2 区域

由利本荘市岩城亀田亀田町地内の国道341号と市道愛宕線を起点として、同市道を北東に進み由利本荘市と秋田市との市町村界に至り、同市町村界を東進してから南進し由利本荘市岩城福俣と高尾との境界に至り、同境界を西進し林道福の俣線との交点に至り、同林道を西進し林道岩城大内線との交点に至り、同林道を南進し市道貝井田沢線との交点に至り、同市道を北西に進み市道愛宕町線との交点に至り、同市道を西進し起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

第7

1 名称

醍醐休猟区

2 区域

横手市平鹿町と十文字町との境界と国道13号線を起点とし、同国道を北西に進み市道十五野富沢1号線との交点に至り、同市道を北進し県道浅舞醍醐線との交点に至り、同県道を横切り市道穴市線を北進し用水路との交点に至り、同用水路を南進し市道沖田下村線との交点に至り、同市道を北東に進み市道沖田萩ノ目線との交点に至り、同市道を北東に進み市道田ノ新戸北線との交点に至り、同市道を北東に進み市道金谷107線との交点に至り、同市道を北進し市道下桜沢新町線との交点に至り、同市道を北東に進み横手市平鹿町との境界に至り、同境界を南東に進み国道13号との交点に至り、同国道を南西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで

第8

1 名称

大倉休猟区

2 区域

湯沢市高松地内の市道川原毛線と県道湯沢栗駒公園線を起点とし、同県道を南東に進み県道秋ノ宮小安温泉線との交点に至り、同県道を西進し湯沢市高松と秋ノ宮との境界に至り、同境界を北西に進み国有林秋田森林管理署湯沢支署12林班と13林班との林班界に至り、同林班界を北東に進み奥前森山頂を経て高松川左岸との交点に至り、同左岸を南東に進み県道湯沢栗駒公園線との交点に至り、同県道を南東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

3 存続期間

平成27年11月1日から平成30年10月31日まで